



潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 はじめに

潟上市議会議員政治倫理審査会は、議長から平成31年3月20日付で潟上市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第3項の規定により審査要求があったので、政治倫理条例第9条に基づき、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否及び同条第2項に基づき必要と認める措置について、正確かつ慎重な審査をすることとした。

2 審査請求内容

審査請求日 平成31年3月8日

請求議員 佐藤義久議員 澤井昭二郎議員 堀井克見議員
菅原秀雄議員

疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 西村 武

疑義の内容

西村武議員の親族企業が市発注の事業を受注したのは、市議会議員政治倫理条例に下記のとおり抵触する疑いがあるのではないかと。

イ) 政治倫理条例第13条（市との請負契約等に対する遵守事項等） 議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異なる下請負を含む）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除くとある。

ロ) 関係私企業である(株)西村建設代表取締役社長西村聖は、西村武議員の長男である。

ハ) 平成29年11月1日から平成31年1月報告分までに除雪作業として、2,690,280円の請負契約等がある。

ニ) 西村武議員は潟上市議会議長であり、自らを律し議員に模範を示さなければならない立場でありながら、過去にも倫理審査請求の対象となり条例違反と認定された結果、議会議員政治倫理審査会の全会一致をもって議員辞職が妥当との勧告を受けている。

3 政治倫理審査会

委員の定数 5名

出席委員数 5名



委員長	大谷 貞廣議員
副委員長	瓜生 望議員
委員	鈴木斌次郎議員
委員	小林 悟議員
委員	児玉 春雄議員

政治倫理審査会開催状況

区分	開催年月日	案件
第1回審査会	平成31年3月27日	・審査対象議員の審査
第2回審査会	平成31年4月9日	・除雪契約等についての説明 (都市建設課除雪担当職員) ・提出された資料の審査
第3回審査会	令和元年5月16日	・審査結果報告書の内容確認

4 審査請求の適否

審査請求者は、政治倫理条例第8条第2項の審査請求権（議員は、議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。）の規定を満たしているものである。

西村武議員は、平成30年2月22日付で、関係私企業等届出書において西村聖を長男として届けている。

添付された請負契約等に関する資料については、政治倫理条例第13条第8項の規定による、市長は届出書の関係私企業と請負契約等を締結した場合は、その請負契約等の内容を議長に報告することとなっている。

したがって政治倫理審査会は、審査請求の適否については適当であると判断した。

5 審査について

政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）は、政治倫理条例第1条の中で謳っている「議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」理念に従い、政治倫理条例第9条（審査会の職務及び権限）に沿って、審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査することを旨に審査を進めた。

6 審査の経過

◆第1回審査会（平成31年3月27日）

- 1) 審査会の進め方について確認した。
- 2) 審査請求の適否については、適当であると判断した。
- 3) 西村武議員の関係私企業等届出書の提出を、議会事務局に求めた。

- 4) 審査会は、審査について客観的事実を正確かつ慎重に審査するためには除雪契約等の確認が必要と判断し、関係当局から説明を求めることとした。

◆第2回審査会（平成31年4月9日）

- 1) 政治倫理条例第9条第3項の規定に基づき、都市建設課担当職員からの説明を求めた。その主なものは次のとおりである。

○道路管理者は、道路通行の安全確保が最大の責務であるが、冬期間は積雪や強風による通行障害がたびたび発生する。そのため除排雪作業については、市民生活に支障が生じないよう委託業者の協力のもと万全の態勢で臨んでいる。

○西村建設との除排雪委託契約内容は、区域は羽立と二田栄町地区、道路延長は約6.7km、1回あたりの平均作業時間は8～9時間で、建設機械の機種別の統一単価で契約している。

○西村建設は、旧天王町時代からの業務実績があり、建設機械を所有していること、地元の道路状況を熟知していること、緊急の出動要請にも対応できることなどから委託業者として適している。

○除雪機械を有するほとんどの業者と委託契約しているものであること。

○市の除雪のスケジュールとして、6月に建設機械の事前調査、9月に業者ヒアリング、10月に計画書の作成、11月に除雪機械の単価の決定、12月には除雪委託契約と続き、シーズン前から準備が始まっている。

○除雪作業時間は、朝の6時から7時までには終わるようにはしているが、あっせつ積雪状況により時間がずれ込む場合がある。初期除雪の徹底を指示している。

○近年、オペレーターの高齢化や夜間作業というハードさから、除雪業務から撤退していく業者が出てきていて、その地域の振り当てに頭を悩ませている。今後も撤退業者の増加が予想され危惧している。

○除雪作業の質というのも重要で、オペレーターが地域内の道路状況を把握していないと効率的な業務ができず、住民からの苦情の原因ともなる。

○道路管理者としては、強風による吹きだまりなどの通行障害や降雪量が多くなることで除排雪が伴うことになれば、災害に準ずると認識している。

- 2) 関係当局の説明を踏まえて、議論の主なものは次のとおりである。

○当局の説明では、交通に支障があれば災害に準ずるとの認識なので、政治倫理条例第13条にはあたらないのではないか。

○この冬の降雪は少なく、はたして交通障害があったものなのか。災害

と規定するのは非常に疑問である。

○雪というのは、毎年どれくらい降るかは誰にも予測できない。当局の年間スケジュールと同様、業者も事前の備えがなければ出動はできない。

○市も業者も、シーズン前に万全な対応するのは当たり前のこと。今年、災害といわれる事例があったのかどうかは、当局では答えていない。

○潟上市は県内では小さな市ではあるが、地域によって降雪量や交通の状況が違い、「災害等」をどのように捉えるかは難しい。

○除排雪作業は市民生活に支障を生じさせないとともに、消防車や救急車の緊急車両の通行確保にもつながり、重要な役目を担っている。

○当局から説明を受けたし、審査会でも議論を尽くした。このたびの契約内容が政治倫理条例に抵触するのかどうかを、採決してもらいたい。

3) 政治倫理条例施行規則第6条第3項に基づき、採決を行う。

◆第3回審査会（令和元年5月16日）

1) 審査結果報告書の内容を確認した。

7 審査の概要

1) 請負契約等一覧について

平成29年11月1日から平成31年1月報告分までは、審査請求書添付資料のとおり、2,690,280円の請負契約等（実績金額）がある。

2) 関係私企業等届出書について

西村武議員と西村聖との関係については、平成30年2月22日に提出した関係私企業等届出書により1親等であることを確認した。

3) 政治倫理条例第13条への抵触について

西村武議員の関係私企業の除雪作業が、災害等で緊急を要するとき、市の行政執行に著しい支障がある場合に当たるのかが論点となった。

審査請求の内容について、客観的事実を正確かつ慎重に審査するため、関係当局から説明を求めた。

8 政治倫理基準等違反の行為の存否について

(政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告のための審査)

審査会では、政治倫理条例第13条に規定する請負契約等に対する違反行

為の存否について、第1回審査会及び第2回審査会において審査を行った。

本審査については、政治倫理条例第9条第3項の規定に基づき、関係当局からの説明とともに、必要な資料提出を求めたところである。

政治倫理条例第13条において、議員は、議員又は議員の配偶者、1親等以内の血族若しくは同居の親族が実質的に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約等の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条第2項の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならないとしている。

ただし、政治倫理条例第13条内には災害等で緊急を要するとき、市の行政執行に著しい支障がある場合は除くとあり、審査請求にある西村武議員関係私企業の除雪委託契約については、ある程度の降雪があった場合、夜間から除雪作業を行わなければならない、また、通行障害など市民の生活に支障が生じないように除排雪しているものであり、災害等に該当するという意見のほか、この委託契約を辞退することにより市の行政執行に支障があるとの意見が出された。これに対し政治倫理条例第13条のただし書きは、地震・台風・大雨・洪水等による災害を指し、除雪作業が災害復旧に当たるのかは疑問であるという意見もあった。

これら審査会での主な意見を踏まえ採決を行った結果、全会一致で政治倫理条例には抵触しないと認定することに決した。

9 おわりに

地方分権時代を迎え、議会の規範として潟上市議会基本条例・潟上市議会議員政治倫理条例を制定しているが、地方分権強化のため権限移譲が推進されることで、政策立案や政策提言の機能を一層強化する責務が求められている。

本条例においても、より具体的で明確な解説が必要であり、その整備が喫緊の課題と考える。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 西村 武 様

令和 元 年 5 月 2 1 日

潟上市議会議員政治倫理審査会
委員長 大谷 貞廣